

資料：非消費支出(社会保険料・税額)の算定

2024年4月

I 若年単身世帯

若年単身世帯モデルの非消費支出(社会保険料・税額)を計算するには、当該世帯の収入がわかっていなければならない。2015年の愛知県最低生計費試算調査では、若年単身世帯のモデルとして、大学を卒業後就職して勤続3年の「25歳男性」および「25歳女性」を設定し、賃金(所定内給与)を月額21万円、年間一時金(賞与)を24万円、年収を276万円と想定した。

2023年の若年単身世帯の収入として、月額所定内給与22万円、年間一時金26万円、年収290万円と想定した。これは、2023年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、この間の名古屋市消費者物価指数・総合の上昇率1.061を掛けて求めた(端数は切り下げ・切り上げ)金額である。以上の想定で、下記のように、社会保険料と税額を算定した。

1. 社会保険料(年金・健康・雇用保険料)

①厚生年金保険料

標準報酬月額が220,000円で、厚生年金保険料率(2017年9月分以降)が18.3%(うち労働者負担分=9.15%)であるから、本人負担分の保険料(月額)は20,130円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、23,790円である。

②健康保険料

標準報酬月額が220,000円で、全国健康保険協会(協会けんぽ、愛知県)の保険料率(2023年3月分以降)が10.01%(うち労働者負担分=5.005%)であるから、本人負担分の保険料(月額)は11,011円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、13,013円である。

③雇用保険料

月額給与は220,000円で、雇用保険料率(一般の事業、2023年度)は1.55%(うち労働者負担分=0.6%)であるから、本人負担分の保険料(月額)は1,320円となる。同様に、一時金260,000円の年間保険料は、1,560円である。

④社会保険料(本人負担)の合計(月額)は、下記の通りとなる。

月額給与に対する社会保険料は、20,130円+11,011円+1,320円=32,461円、これに一時金に対する社会保険料(23,790円+13,013円+1,560円=38,363円)の月平均額(3,197円)を含めると、35,658円である。

2. 税(所得税・住民税)額

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による)

年間給与収入2,900,000円の場合、給与所得控除後の金額は1,950,000円、
所得控除額=社会保険料(32,461×12+38,363=427,895円)+基礎控除(480,000円)
=907,895円

課税所得額=給与所得控除後の金額1,950,000円-所得控除額907,895円

=1,042,105 円 ≒ 1,042,000 円

所得税額 = 課税所得額 1,042,000 円 × 税率 0.05 = 52,100 円

復興特別所得税額 = 所得税額 52,100 円 × 税率 0.021 = 1,094.1 円 ≒ 1,094 円

*復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税される。

年間所得税額 = 52,100 円 + 1,094 円 = 53,194 円、

所得税の平均月額 = 53,194 円 ÷ 12 = 4,432.83... 円 ≒ 4,432 円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市の Web サイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は 3,300 円、愛知県の県民税均等割額（年額）は 2,000 円である。

所得割額は、2022 年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2022 年分）控除・基礎控除を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税 7.7%、愛知県の県民税 2%）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。なお、2022 年の収入と社会保険料は、2023 年と同額として、以下のように算定する。

年間給与収入 2,900,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 725... 余り 0 円

計算基準額 = 商 725 × 4,000 円 = 2,900,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 2,900,000 円 × 0.7 - 80,000 円 = 1,950,000 円

課税所得金額 = 給与所得金額 1,950,000 円 - 社会保険料控除 427,895 円

- 基礎控除 430,000 円 = 1,092,105 円 ≒ 1,092,000 円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てた額である。

市民税調整控除額 = 人的控除額 50,000 円 × 0.04 = 2,000 円

県民税調整控除額 = 人的控除額 50,000 円 × 0.01 = 500 円

市民税 = 1,092,000 円 × 0.077 - 2,000 円（調整控除額） = 82,084 円 ≒ 82,000 円

県民税 = 1,092,000 円 × 0.02 - 500 円（調整控除額） = 21,340 円 ≒ 21,300 円

したがって、住民税額（年額）は、3,300 円 + 2,000 円 + 82,000 円 + 21,300 円 = 108,600 円となり、1 カ月当たりでは 9,050 円 である。

③税（所得税と住民税）の合計（月額）は、4,432 円 + 9,050 円 = 13,482 円 となる。

3. 非消費支出の合計（月額） = 社会保険料 35,658 円 + 税額 13,482 円 = **49,140 円**

（参考：2015 年調査の月額額は、47,562 円）

II 30～50 代夫婦と未婚子 2 人世帯

2015 年の愛知県最低生計費試算調査で設定した「夫婦と未婚子 2 人からなる世帯モデル」は、下記のとおりであった。

30 代夫婦と未婚子 2 人世帯モデル（30 代夫婦、小学生と幼稚園児の 4 人家族）。夫は 30 代で正規従業員として勤務、妻は 30 代で無職ないしパートタイマーとして勤務（夫の扶養家族、社会保険の適用外、以下同様）、子どもは小学生（名古屋市立小学校）と幼稚園児（名古屋市内の私立幼稚園）と想定。

40代夫婦と未婚子2人世帯モデル（40代夫婦、中学生と小学生の4人家族）。夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは中学生（名古屋市立中学校）と小学生（名古屋市立小学校）と想定。

50代夫婦と未婚子2人世帯モデル（50代夫婦、大学生と高校生の4人家族）。夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは大学生（名古屋市内の私立大学昼間部、家族と同居、夫の扶養家族）と高校生（名古屋市内の公立全日制高等学校）と想定。

以上を前提として、各世帯モデルの非消費支出（社会保険料と税額）を算出する際の夫の収入については、2015年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（愛知県分）より、企業規模別（5～9人、10～99人、100～999人）、年齢別（30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳）の一般労働者（男）の所定内給与額（2015年6月分）と賞与その他特別給与額（原則2014年1月～12月分）の単純平均を用いた。各年代別の夫の月収・一時金・年収（2015年の収入＝月収×12カ月＋一時金）は、以下のようであった（万円未満を四捨五入）。

30代の夫：月収（所定内給与額）29万円、一時金（賞与その他特別給与額）64万円、年収412万円

40代の夫：月収（所定内給与額）34万円、一時金（賞与その他特別給与額）80万円、年収488万円

50代の夫：月収（所定内給与額）37万円、一時金（賞与その他特別給与額）86万円、年収530万円

2023年の30～50代世帯の非消費支出を算定する際の夫の収入については、2023年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、この間の名古屋市消費者物価指数・総合の上昇率1.061を掛けて、以下のように求めた（端数は切り下げ・切り上げ）。

30代の夫：月収（所定内給与額）30万円、一時金（賞与その他特別給与額）68万円、年収428万円

40代の夫：月収（所定内給与額）36万円、一時金（賞与その他特別給与額）85万円、年収517万円

50代の夫：月収（所定内給与額）39万円、一時金（賞与その他特別給与額）92万円、年収560万円

以上をもとに、社会保険料と税額を算定する。

1. 社会保険料（年金・健康・雇用保険料）

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と20歳以上の大学生（国民年金保険）である。

①年金（厚生年金と国民年金）保険料

厚生年金保険料額表より、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）は18.3%（うち労働者負担分＝9.15%）であるから、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険

料の納入義務が生じる（ここでは、学生納付特例制度を利用しないものとし、大学生は 20 歳または 21 歳とする）。2023 年度国民年金保険料は月額 16,520 円である。

30 代世帯モデル：標準報酬月額 300,000 円、保険料（年）=27,450 円×12 カ月=329,400 円、一時金分の保険料（年）=680,000 円×0.0915=62,220 円、計 391,620 円

40 代世帯モデル：標準報酬月額 360,000 円、保険料（年）32,940 円×12 カ月=395,280 円、一時金分の保険料（年）=850,000 円×0.0915=77,775 円、計 473,055 円

50 代世帯モデル：標準報酬月額 380,000 円、保険料（年）34,770 円×12 カ月=417,240 円、一時金分の保険料（年）=920,000 円×0.0915=84,180 円、

大学生の国民年金保険料（年）=16,520 円×12 カ月=198,240 円、計 699,660 円

②健康保険料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料額表（愛知県、2023 年 3 月分以降）により、健康保険料率は 10.01%（うち労働者負担分=5.005%）と 11.83%（40 歳以上 65 歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分=5.915%）で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000 円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。

30 代世帯モデル：標準報酬月額 300,000 円、保険料（年）=15,015 円×12 カ月=180,180 円、一時金分の保険料（年）=680,000 円×0.05005=34,034 円、計 214,214 円

40 代世帯モデル：標準報酬月額 360,000 円、保険料（年）=21,294 円×12 カ月=255,528 円、一時金分の保険料（年）=850,000 円×0.05005=42,542 円、計 298,070 円

50 代世帯モデル：標準報酬月額 380,000 円、保険料（年）=22,477 円×12 カ月=269,724 円、一時金分の保険料（年）=920,000 円×0.05005=46,046 円、計 315,770 円

③雇用保険料

雇用保険料率（一般の事業、2023 年度）は 1.55%（うち労働者負担分=0.6%）で、保険料は賃金総額（年収）に保険料率を乗じた額であるから、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記のようになる。

30 代世帯モデル：保険料（年）=4,280,000 円×0.6÷100=25,680 円

40 代世帯モデル：保険料（年）=5,170,000 円×0.6÷100=31,020 円

50 代世帯モデル：保険料（年）=5,600,000 円×0.6÷100=33,600 円

④社会保険料（本人負担）の合計額（年）は、下記の通りである。

30 代世帯モデル：631,514 円、

40 代世帯モデル：802,145 円、

50 代世帯モデル：1,049,030 円（大学生の国民年金保険料を含む）

2. 税（所得税・住民税）額

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税（所得税と住民税）負担が生じるのは夫のみである。

①所得税（計算方法は、国税庁の Web サイトと所得税法別表第 5 による）

ここでは、社会保険料控除・配偶者控除（38 万円）・一般扶養親族控除（38 万円）・特定扶養親族控除（63 万円）・基礎控除（48 万円）以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般控除対象扶養親族（16

歳以上)・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額(ここでは所得税額)に2.1%の税率を乗じた額が加算される(復興特別所得税は、2013年1月1日~2037年12月31日の25年間課税)。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30代世帯モデル:夫の年収4,280,000円の場合、給与所得控除後の金額は2,984,000円、
所得控除額=社会保険料(631,514円)+配偶者控除(380,000円)
+基礎控除(480,000円)=1,491,514円、
課税所得額=給与所得控除後の金額2,984,000円-所得控除額1,491,514円
=1,492,486円≒1,492,000(千円未満切り捨て、以下同様)
所得税額=課税所得額1,492,000円×税率0.05=74,600円
復興特別所得税額=所得税額74,600円×0.021=1,566.6円≒1,566円(1円未満切り捨て、以下同様)、
年間所得税額計 76,166円

40代世帯モデル:夫の年収5,170,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,694,400円、
所得控除額=社会保険料(802,145円)+配偶者控除(380,000円)
+基礎控除(480,000円)=1,662,145円、
課税所得額=給与所得控除後の金額3,694,400円-所得控除額1,662,145円
=2,032,255円≒2,032,000円
所得税額=課税所得額2,032,000円×税率0.1-控除額97,500円=105,700円
復興特別所得税額=所得税額105,700円×0.021=2,219.7円≒2,219円
年間所得税額計 107,919円

50代世帯モデル:夫の年収5,600,000円の場合、給与所得控除後の金額は4,040,000円、
所得控除額=社会保険料(1,049,030円)+配偶者控除(380,000円)
+扶養控除(380,000円+630,000円)+基礎控除(480,000円)=2,919,030円、
課税所得額=給与所得控除後の金額4,040,000円-所得控除額2,919,030円
=1,120,970円≒1,120,000円
所得税額=課税所得額1,120,000円×税率0.05=56,000円
復興特別所得税額=所得税額56,000円×0.021=1176円、
年間所得税額計 57,176円

②住民税(市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる)

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額(年額)は3,300円、愛知県の県民税均等割額(年額)は2,000円である。

所得割額は、2022年の収入(給与)から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料(2022年分)控除・配偶者控除(33万円)・一般扶養親族控除(33万円)、特定扶養親族控除(45万円)・基礎控除(43万円)を差し引いた金額に税率(名古屋市の市民税7.7%、愛知県の県民税2%)を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般扶養親族(16歳以上)・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)に該当するものとする。

なお、2022年の収入と社会保険料は、2023年と同額として、各世帯モデルの住民税額を以下のように算定する。

30代世帯モデル

年間給与収入 4,280,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 1,070…余り 0 円

計算基準額 = 商 1,070 × 4,000 円 = 4,280,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 4,280,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 2,984,000 円

所得控除額 = 社会保険料 (631,514 円) + 配偶者控除 (330,000 円)

+ 基礎控除 (430,000 円) = 1,391,514 円、

課税所得金額 = 給与所得金額 2,984,000 円 - 所得控除額 1,391,514 円

= 1,592,486 円 ≒ 1,592,000 円

市民税と県民税の所得割額(年額)は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)であるから、

市民税の調整控除額 = 100,000 円 × 0.04 = 4,000 円(調整控除の率は4%、以下同様)、

県民税の調整控除額 = 100,000 円 × 0.01 = 1,000 円となる(調整控除の率は1%、以下同様)。よって、

市民税の所得割額 = 課税所得金額 1,592,000 円 × 0.077 - 調整控除額 4,000 円

= 118,584 円 ≒ 118,500 円

県民税の所得割額 = 課税所得金額 1,592,000 円 × 0.02 - 調整控除額 1,000 円

= 30,840 円 ≒ 30,800 円

均等割額(市民税+県民税) 5,300 円、 住民税計 154,600 円

40代世帯モデル

年間給与収入 5,170,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 1,292.5…余り 2,000 円

計算基準額 = 商 1,292 × 4,000 円 = 5,168,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 5,168,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 3,694,400 円

所得控除額 = 社会保険料 (802,145 円) + 配偶者控除 (330,000 円)

+ 基礎控除 (430,000 円) = 1,562,145 円、

課税所得金額 = 給与所得金額 3,694,400 円 - 所得控除額 1,562,145 円

= 2,132,255 円 ≒ 2,132,000 円

課税所得金額が200万円超、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)で、10万円 - (2,132,000円 - 2,000,000円) = -32,000円であるから、

市民税の調整控除額 = 50,000 円 × 0.04 = 2,000 円、

県民税の調整控除額 = 50,000 円 × 0.01 = 500 円となる。よって、

市民税の所得割額 = 課税所得金額 2,132,000 円 × 0.077 - 調整控除額 2,000 円

= 162,164 円 ≒ 162,100 円

県民税の所得割額 = 課税所得金額 2,132,000 円 × 0.02 - 調整控除額 500 円 = 42,140 円

≒ 42,100 円

均等割額(市民税+県民税) 5,300 円、 住民税計 209,500 円

50 代世帯モデル

年間給与収入 5,600,000 円 ÷ 4,000 円 = 商 1,400…余り 0 円

計算基準額 = 商 1,390 × 4,000 円 = 5,600,000 円

給与所得金額 = 計算基準額 5,600,000 円 × 0.8 - 440,000 円 = 4,041,120 円

所得控除額 = 社会保険料 (1,049,030 円) + 配偶者控除 (330,000 円)

+ 扶養控除 (330,000 円 + 450,000 円) + 基礎控除 (430,000 円) = 2,589,030 円、

課税所得金額 = 給与所得金額 4,041,120 円 - 所得控除額 2,589,030 円

= 1,452,090 円 ≒ 1,452,000 円

課税所得金額が 200 万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は 33 万円 (配偶者控除 50,000 円 + 基礎控除 50,000 円 + 一般扶養控除 50,000 円 + 特定扶養控除 180,000 円) であるから、

市民税の調整控除額 = 330,000 円 × 0.04 = 13,200 円、

県民税の調整控除額 = 330,000 円 × 0.01 = 3,300 円となる。よって、

市民税の所得割額 = 課税所得金額 1,452,000 円 × 0.077 - 調整控除額 13,200 円

= 98,604 円 ≒ 98,600 円

県民税の所得割額 = 課税所得金額 1,452,000 円 × 0.02 - 調整控除額 3,300 円

= 25,740 円 ≒ 25,700 円

均等割額 (市民税 + 県民税) 5,300 円、

住民税計 129,600 円

③ 税 (所得税と住民税) の合計額 (年) は、下記の通りとなる。

30 代世帯モデル : 76,166 円 + 154,600 円 = 230,766 円、

40 代世帯モデル : 107,919 円 + 209,500 円 = 317,419 円、

50 代世帯モデル : 57,176 円 + 129,600 円 = 186,776 円

3. 各世帯モデルの非消費支出 (月額)

30 代世帯モデル : (631,514 円 + 230,766 円) ÷ 12 = 71,856.6 ≒ **71,856 円** (68,756 円)

40 代世帯モデル : (802,145 円 + 317,419 円) ÷ 12 = **93,297 円** (85,566 円)

50 代世帯モデル : (1,049,030 円 + 186,776 円) ÷ 12 = 102,983.8

≒ **102,983 円** (97,224 円)

* () 内は 2015 年調査の月額